

治安維持法犠牲者に対する謝罪と国家賠償に関する意見書

かつて日本は、朝鮮併合以来、日中戦争をはじめ、欧米諸国を相手に無謀な戦争を行い、日本国民310万人、アジア諸国民など2,000万人以上を犠牲にしました。

この戦争に対し「侵略戦争反対」「平和を守れ」「中国・アジアから撤退せよ」と言う行動をおこなった人びとに対し、当時の政府は、1925年に制定した治安維持法による弾圧を加え、ポツダム宣言によってこれが廃止された1945年までの20年間に、政党、労働組合、農民組合、宗教団体等をはじめ、平和主義者、知識人、文化人など数十万人にのぼる人々が逮捕され、7万5,681人が拷問を加えられ、2,000人以上が獄死・虐殺されました。

兵庫県が生んだ著名な哲学者・三木清が獄死したのをはじめ、尼崎市や県下でも多くの有名無名の人びとが犠牲となりました。

日本は、ポツダム宣言を受諾し、「国民主権」と「恒久平和」を定めた新たな憲法を制定し、今日まで平和を享受しています。

1993年10月に開かれた日本弁護士連合会・人権擁護大会の基調報告は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対したものとして・・・その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、「速やかな補償措置の実現」の必要性を法理論的に明らかにしています。

ドイツは「戦争犯罪と人道に反する罪に時効はない」という国際法にもとづいて、今も戦争犯罪人を追及し、犠牲者に謝罪し賠償しています。韓国は、治安維持法による逮捕投獄者には、民族独立に貢献した愛国者として大統領が表彰し、懲役一年以上の刑を受けた犠牲者には年金を支給しています。アメリカ、イタリア、カナダでも謝罪・補償を行なっています。

しかし日本においては、旧憲法下で「主権在民」や「戦争反対」のために活動し、不当に弾圧された先覚者に対する謝罪も補償も行われていません。

いま、戦後60余年経過して、先の戦争に対する適切な戦後処理が、諸外国との真の友好関係を築く上で重要との新たな世論が広がって

ます。

よって、政府におかれては、治安維持法等犠牲者の名誉回復と、謝罪並びに必要な補償を講ずるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年7月8日

尼崎市議会議長

関係大臣あて